1．商品名	さんしん職域フリーローン（しんきん保証基金保証付）
2．ご利用いただける方	次の項目にすべて該当し、しんきん保証基金（保証会社）の保証を受けられる方 ①申込時年齢が満２０歳以上で完済時満７５歳以下である方 ②安定継続した収入のある方 ③当金庫の営業地域に居住または勤務されている方 ④当金庫の「職域サポート契約」を締結した企業（法人、事業所）に勤務する方
3．お使いみち	自由です。（事業性・おまとめ資金も可）
4．ご融資金額	５００万円以内です。（１万円単位） ※しんきん保証基金付無担保消費者ローンの合計が3,000万円を超えることはできません。
5．ご融資期間	３ヵ月以上１０年以内です。（元金据置期間は６ヶ月以内） ※WEB完結型の場合は、元金返済据置の取扱いはできません。
6．ご返済方法	毎月元金均等・元利均等分割返済となります。 ※融資金額の50%以内につき6か月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可とします。なお、返済日が当金庫の休業日の場合はその翌営業日となります。
7．ご融資利率	固定金利です。 適用金利は、市場金利等を指標として当金庫が定めた金利とします。 お借入れの時に決めた利率が最後（最終返済日）まで適用されます。 ※金利につきましては、窓口へお問い合わせください。
8．担保・保証人	しんきん保証基金の保証付ですので、担保・保証人とも必要ありません。 なお、保証料はご融資利率に含まれております。
9．ご用意いただく書類	●運転免許証、運転免許証を取得していない場合は、個人番号カード、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳、運転経歴証明書のいずれか ●公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告等の年収を確認できる書類 ※お申込金額が３００万円以下の場合、年収確認書類は不要となります。
10．手数料	条件変更、一部繰上返済手数料として１回につき５，５００円（消費税込み）を、また期限前繰上完済の場合は５，５００円（消費税込み）を当金庫にお支払いいただきます。
11．苦情処理措置・紛争解決措置	・本商品の相談･苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17 時、電話：0120‐31‐3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03‐3517‐5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03‐5524‐5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03‐3581‐0031）、②第一東京弁護士会（電話：03‐3595‐8588）、③第二東京弁護士会（電話：03‐3581‐2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護

	士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2) 当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。
12. その他	お申し込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、現在のご融資利率やご返済額の試算、その他詳細につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。